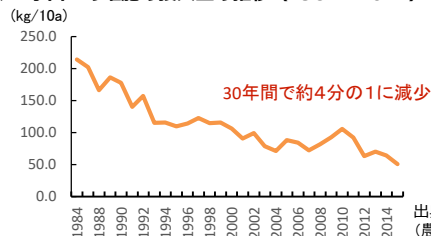


「肥料取締制度に係る意見交換会」これまでの意見（概要）

肥料を取りまく状況の変化

堆肥投入量の減少や画一的な施肥の継続により、**農地土壌の地力の低下**や**微量要素の欠乏**が一部で進行しており、**収量や品質の低下**などにつながるおそれ

◆ 水田への堆肥の投入量の推移（1984～2014）



国内で調達可能な産業副産物の肥料としての活用が一層重要となっているが、**原料の虚偽表示等の法令違反**が起きており、農家が安心して利用できるよう対応が必要

◎ 下水汚泥肥料



◎ 液状副産物肥料（アミノ酸発酵残渣液由来）



◆ 近年発生した悪質な肥料取締法違反の事例

汚泥肥料は堆肥に比べて安価であるため、堆肥と汚泥を混ぜた肥料を「**堆肥**」として販売していた。（「汚泥肥料」としての登録義務違反）

化学肥料が入っているにもかかわらず、保証票に記載しておらず、**有機由来100%**を謳っていた。（保証票の虚偽表示）

安価で肥料成分を多く含む家畜ふん堆肥は、肥料として有用である一方、その利用拡大に当たっては**様々な課題**が残されている

◆ 家畜ふん堆肥を利用するメリットと課題

メリット	課題
○ 成分量当たりの単価が比較的安い ○ 肥料効果だけでなく土づくり機能も期待できる ○ 地域の資源循環につながる	○ 成分のばらつきが大きい ○ 原料となる家畜ふんの排出地域が偏在している ○ 水分量の低減が課題で、運搬や散布のコストが大きい ○ 化学肥料との配合など、肥料原料としての利用や加工に制限がある

課題

低コストで、土壌の改善や資源循環にも役立つ副産物資源の有効活用

- 産業副産物には重金属等の有害物質を含むものもあり、**人と植物への安全確保が重要**
- 化学肥料が入っているにもかかわらず、有機物由来を謳う等の**原料の虚偽表示への対応**が必要
- **表示を求めている成分**があり、土壌の栄養バランスの改善のためには、農家の求める情報の提供が必要
- 含有成分が安定している**化学肥料**と安定していない**堆肥**を**配合**して販売できないが、**労力やコストを減らす**ため、配合の要望に応えることが必要

データや技術を生かした効率的な施肥の拡大

- **土壌分析等の結果に応じた微量要素の補給**や、**オーダーメイドでの肥料配合等**への機動的な対応が必要
- **効果の発現時期（緩効性）**は任意に表示されているが、農家が使用しやすい情報の提供が必要

見直しの方向（案）

① 原料管理の制度化

- **肥料原料として利用できる産業副産物の明確化**
- 原料帳簿の作成や成分分析等の**製造工程管理の導入**

② 情報提供の充実

- 原料に関する**虚偽表示に対する規制の強化**
- **表示する成分（微量要素等）の拡大**
- **緩効性肥料の表示**や、**植害物質に関する表示等**について**ルールを検討**
- 登録情報その他の**肥料に関するデータ**を提供するシステムを整備

③ 肥料の配合等の柔軟化

- **化学肥料と堆肥の配合を可能に**
- 産業副産物の一層の有効利用や、様々な微量要素等の柔軟な配合に対応できるよう**公定規格の見直し**
- 登録済みの肥料同士を配合した肥料に加え、**配合後に造粒した肥料**も、届出で生産可能に
- **オーダーメイドの配合肥料**について、配合の都度の届出を不要に